

第 25 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 2 月 13 日 (火) 13 時 55 分～14 時 29 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員 (17 名)

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	6 番委員	高井 美奈子	7 番委員	今井 文雄
8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造	10 番委員	工藤 正
11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美
14 番委員	柴田 博明	15 番委員	桑田 久毅	16 番委員	小山内 知寛
18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩		

4 欠席農業委員 (2 名)

5 番委員	工藤 守	17 番委員	三浦 良孝		
-------	------	--------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7 名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

平賀-2	阿部 功				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員 (4 名)

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	長濱 貴弘
主査	谷川 智也				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 94 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 95 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 96 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 97 号 農地利用集積計画の決定について

- 議案第 98 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
- 議案第 99 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
- 報告第 72 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 73 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 74 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 75 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

9 会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和（委員全 員）	(省略) 【開会 13 時 57 分】
議長（今井龍 美）	これより、第 25 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議 ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 15 番桑田委員、16 番小山内委員の両名にお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございません か。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長瀨碕 ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。書記には、長瀨 碕ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し てある議案第 94 号から議案第 99 号までの 6 件、ほかに報告が 4 件でございます。

議長

現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 94 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 94 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書及び別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、147 番及び 148 番は経営拡大、149 番は譲渡人の要望、150 番は耕作便利、151 番は交換による所有権移転となっております。

件数は 5 件、面積 14,228 平方メートル、田 6 筆 9,398 平方メートル、畑 9 筆 4,830 平方メートルとなっております。

次に、4 ページの賃貸借権設定について、175 番から 6 ページの 183 番までは経営拡大、184 番は基盤法から農地法第 3 条への再設定によるものです。

件数は 10 件、面積 65,128.42 平方メートル、田 27 筆 54,938.42 平方メートル、畑 4 筆 10,190 平方メートルとなっております。

次に、7 ページ使用貸借権設定について、こちらは農業者年金のための再設定によるものです。

件数は 1 件、面積 2,264 平方メートル、田 2 筆 1,523 平方メートル、畑 1 筆 741 平方メートルとなっております。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

ありません。

議長 それでは、賃貸借権設定の 182 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、賃貸借権設定の 182 番は、18 番山口委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、山口委員に退席を求めます。

(山口委員、退席)

議長 それでは、賃貸借権設定の 182 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、182 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
山口委員の入室を許可します。

(山口委員、着席)

議長 次に、議案第 95 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 8 ページをご覧ください。

議案第 95 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、9 ページをご覧ください。

こちらの申請地は 10 ページのとおり、平川消防署から北東へ約 500 メートルに位置しております。土地利用計画は 11 ページのとおり、農家住宅用地です。なお、当該農地は農家住宅を建築するため、令和 5 年 10 月 24 日付で農振農用地区域からは除外されております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 3 番對馬委員、4 番古川委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第 95 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 96 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

12 ページをご覧ください。

議案第 96 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

13 ページをご覧ください。

こちらの申請地は 14 ページのとおり、平賀東小学校から南東に約 1 キロメートルに位置しております。

土地利用計画は 15 ページのとおり、道路工事現場の事務所及び資材置場の一時転用であります。市道広船町居線の道路改良工事現場から約 300 メートルの位置にあります。

工事はすでに始まっておりますが、今般、転用されていることが発覚したため、追認するものです。

谷川主査 農地区分は別添 3 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として許可できる要件を満たしております。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
現地調査に立ち会いました 3 番対馬委員、4 番古川委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員 ありません。

議長 それでは、議案第 96 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 97 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 16 ページをご覧ください。
議案第 97 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。
17 ページをご覧ください。
所有権移転について、199 番から 20 ページの 210 番までが経営拡大、211 番及び 212 番は耕作便利、213 番から 215 番までがそれぞれ無償による交換によるものです。
件数は 17 件、面積 79,537 平方メートル、田 18 筆 46,940 平方メートル、畑 18 筆 32,597 平方メートルとなっております。
なお、売買価格については、別添 4 のとおりでございます。
次に、22 ページ利用権設定について、こちらは全て経営拡大によるものであります。なお、39 番から 41 番までは農地中間管理事業による一括方式の利用権設定となっております。
件数は 4 件、面積 17,217 平方メートル、田 7 筆 14,179 平方メートル、畑 1 筆 3,038 平方メートルとなっております。
今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

谷川主査 以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
農用地利用調整会議に出席されました 10 番工藤委員、15 番桑田委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員 ありません。

議長 それでは、所有権移転の 214 番、215 番、利用権設定の 40 番、41 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。
小野委員。

尾上-1 小野委員 39 番からの契約の内容の特別賦課金(事業償還金)とは、どういうことでしょうか。

谷川主査 23 ページに記載しております契約の内容ですけれども、これまで水代や工事費と表記しておりましたものを、表記を改めまして、経常賦課金が水代、特別賦課金がいわゆる工事費となり、これまでと違う点となります。

議長 他に、ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、所有権移転の 214 番及び 215 番、利用権設定の 40 番及び 41 番は 16 番小山内委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。
(小山内委員、退席)

議長

それでは、所有権移転の 214 番及び 215 番、利用権設定の 40 番及び 41 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、214 番及び 215 番、40 番及び 41 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員、着席)

議長

次に、議案第 98 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

25 ページをご覧ください。

議案第 98 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について、(租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定に基づく証明)、贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙受贈者又はその推定相続人は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。

なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものといたします。

26 ページをご覧ください。

農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予を受けている対象者は、3 年に 1 度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を税務署に提出しなければならないことになっており、届出書の添付書類として、農業委員会の発行する証明書が必要となることから、その承認を求めるものです。

なお、こちらの受贈者は、現在自分の息子に貸付しております、引き続き使用させている旨の証明書を発行するものとなっております。

以上です。

ないことになっております。贈与税の猶予と不動産取得税の猶予について、若干ずれが生じる方はおりますけれども、概ね一緒のタイミングで届出する方がおります。

議長 他に、ございませんか。
小野委員。

尾上-1 小野委員 不動産の贈与税は売買が絡むのではないのか。

谷川主査 不動産取得税につきましては、もちろん売買等を含んだものもありますけれども、今回のものは徴収猶予を受けたいという通常のものとは異なるかたちになります。

尾上-1 小野委員 贈与税と不動産取得税の違いがわからないのですけれども。

事務局長 税の内容につきましては、後ほど調べたうえで詳しくお知らせしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 他に、ございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり承認することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。
次に、報告4件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査 29ページをご覧ください。
報告第72号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第21条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

30ページをご覧ください。

こちらは令和5年10月から令和6年1月までの間に、相続による届出があった一覧となっております。

件数は38件、地目、面積はご覧のとおりでございます。

続いて、32ページをご覧ください。

谷川主査

報告第 73 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

33 ページをご覧ください。

105 番から 35 ページの 113 番までは借受人の要望、114 番は貸付人の要望、115 番は農地中間管理機構を通した賃貸借へ切り替えるためのものとなっております。

件数は 11 件、面積 44,745 平方メートル、田 24 筆 33,529 平方メートル、畑 6 筆 11,216 平方メートルとなっております。

続いて、37 ページをご覧ください。

報告第 74 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

38 ページをご覧ください。

こちらは借受人へ贈与するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 1,637 平方メートル、地目は畑となっております。

続いて、39 ページをご覧ください。

報告第 75 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

40 ページをご覧ください。

今回の届出地は 41 ページのとおり、柏木小学校から南に約 900 メートルに位置しております。土地利用計画は 42 ページのとおり、申請地の一部をりんご畑として利用しており、盛土後はりんごを作付けする予定となっております。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 25 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 29 分】